

料金表と加算の概略

【2019年10月1日】

	項 目		介護サービス費用		1日あたり 自己負担分 (1割負担)	1日あたり 自己負担分 (2割負担)	1日あたり 自己負担分 (3割負担)	
介護 保険 給付 内 利用 料	基本サービス費 介護福祉施設サービス費（Ⅰ） (2005年10月1日以降に入所された方)		要介護1	¥5,970	¥597	¥1,194	¥1,791	
			要介護2	¥6,696	¥670	¥1,340	¥2,009	
			要介護3	¥7,443	¥745	¥1,489	¥2,233	
			要介護4	¥8,170	¥817	¥1,634	¥2,451	
			要介護5	¥8,885	¥889	¥1,777	¥2,666	
		加算項目						
		日常生活継続支援加算（Ⅰ）	*1	1日あたり	¥384	¥39	¥77	¥116
		看護体制加算（Ⅰ）ロ	*2	1日あたり	¥42	¥5	¥9	¥13
		夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	*3	1日あたり	¥140	¥14	¥28	¥42
		夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ		1日あたり	¥170	¥17	¥34	¥51
		個別機能訓練加算	*4	1日あたり	¥128	¥13	¥26	¥39
		精神科医師定期的療養指導加算	*5	1日あたり	¥53	¥6	¥11	¥16
		外泊時費用加算	*6	1日あたり	¥2,627	¥263	¥526	¥789
		初期加算	*7	1日あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
		栄養マネジメント加算	*8	1日あたり	¥149	¥15	¥30	¥45
		経口移行加算	*9	1日あたり	¥299	¥30	¥60	¥90
		経口維持加算（Ⅰ）	*10	1月あたり	¥4,272	¥428	¥855	¥1,282
		経口維持加算（Ⅱ）	*11	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
		口腔衛生管理体制加算	*12	1月あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
		生活機能向上連携加算	*13	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
		排泄支援加算	*14	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
		褥瘡マネジメント加算	*15	1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
		口腔衛生管理加算	*16	1月あたり	¥961	¥97	¥193	¥289
		低栄養リスク改善加算	*17	1月あたり	¥3,204	¥321	¥641	¥962
		看取り介護加算 30日～4日前	*18	1日あたり	¥1,537	¥154	¥308	¥462
	看取り介護加算 前日・前々日	*19	1日あたり	¥7,262	¥727	¥1,453	¥2,179	
	看取り介護加算 死亡当日	*20	1日あたり	¥13,670	¥1,367	¥2,734	¥4,101	
	若年性認知症入所者受入加算	*21	1日あたり	¥1,281	¥129	¥257	¥385	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	*22	1日あたり	¥2,136	¥214	¥428	¥641	
	外泊時在宅サービス利用費用	*23	1回あたり	¥5,980	¥598	¥1,196	¥1,794	
	再入所時栄養連携加算	*24	1回あたり	¥4,272	¥428	¥855	¥1,282	
	療養食加算	*25	1回あたり	¥64	¥7	¥13	¥20	

介護保険給付内利用料	介護職員等特定処遇改善加算	*26	(Ⅰ)～(Ⅱ)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。		
	(Ⅰ)		総単位数の2.7%		
	(Ⅱ)		総単位数の2.3%		
	介護職員処遇改善加算	*27	(Ⅰ)～(Ⅴ)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。		
	(Ⅰ)		総単位数の8.3%		
	(Ⅱ)		総単位数の6.0%		
(Ⅲ)	総単位数の3.3%				
(Ⅳ)	(Ⅲ)の単位×0.9				
(Ⅴ)	(Ⅲ)の単位×0.8				
介護保険給付外利用料	食費	*28	1日あたり	基準額	¥1,550
	居住費	*29	1日あたり	住民税課税世帯	¥1,375

※計算の都合上、料金表の単価の積み上げと請求金額が異なる場合があります

項 目		自己負担分			
その他の料金	電気代	*30	1日あたり 使用時	テレビ	¥10
				冷蔵庫	¥20
	預かり金管理費	*31	1日あたり		¥70
	理美容代		カット・パーマ・カラー		実費
	インフルエンザ等予防接種		1回あたり		
	活動費(材料費)		1回あたり		
行事食		1回あたり			

加算の概略

- *1 介護福祉士の数が、常勤換算方法で14名以上であり、次の(1)(2)(3)いずれかの場合
 - (1)算定月の前6か月または12か月間の新規入所者の要介護状態区分の4又は5の占める割合が、70%以上
 - (2)算定月の前6か月または12か月間の新規入所者が、厚生労働省の定める認知症高齢者の日常生活自立度の基準でⅢ以上の者の占める割合が、65%以上
 - (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則における、喀痰吸引や経管栄養が必要で、介護福祉士がその資格に基づいて処置している利用者の割合が、15%以上
- *2 常勤の看護師を1名以上配置している
- *3 夜間時間帯(17:00～9:00)の職員配置が配置基準を1以上上回っている。(Ⅰ)口か(Ⅲ)口のいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合(Ⅲ)口となる。
- *4 個別機能訓練計画に同意し、計画に基づき訓練を実施
- *5 認知症である入所者が全入所者の1/3以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上実施

- *6 外泊・入院時（月 6 日間を限度。月を跨ぐ場合は 12 日間）
- *7 入所後 30 日間及び 30 日以上入院から退院の期間
- *8 管理栄養士が作成した栄養マネジメント計画に同意し、計画に基づき食事提供の実施
定期的な栄養状態の記録及び必要に応じた見直しの実施
- *9 医師の指示に基づき、経管により食事摂取している利用者に、経口による食事摂取を進める
ため経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援の実施をした場合
- *10 経口摂取をしており、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に、医師等の指示に基づき管理栄養士等が共同し、食事観察、会議などで経口摂取の継続のための経口維持計画書を作成し、管理栄養士が管理を行っている。
原則 当該計画作成月から 6 か月間。ただし摂食機能障害があり、引き続き管理が必要な場合は引き続き算定
- *11 *10 を算定し、経口による継続的な食事の摂取を支援するための観察等に、歯科医師等が加わった場合
- *12 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合
- *13 外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合
- *14 排泄障がい等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
- *15 褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
- *16 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行った場合
- *17 低栄養リスクの高い入所者に対して、計画を作成し、計画に基づき、食事の観察、栄養・食事調整等を行う場合
- *18 看取りに関する指針を定め、同意を得て看取り介護を行った場合の死亡日以前 4 日以上 30 日以下
- *19 *14 同様に看取り介護を行った場合の死亡日の前日及び前々日
- *20 *14 同様に看取り介護を行った場合の死亡日
- *21 若年性の認知症入所者の利用
- *22 医師の判断による認知症の行動等を有する一時的な緊急入所
退所に向けた計画を作成
- *23 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合
- *24 入所者が医療機関に入院し、経管栄養等の異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
- *25 医師の食事に箋に基づき、管理栄養士の管理の下食事の提供がされ、療養食を提供した場合

- *26 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *27 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- *28 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額
- *29 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額
- *30 居室にテレビ、冷蔵庫を置かれる場合の費用
- *31 通帳・預かり金の管理費用